

給付型奨学金について

1 概要

本制度は家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

なお本制度は生徒本人（保護者）が原則として直接金銭を受け取るものではありませんのでご注意ください。

2 給付対象者及び給付額

・生活保護受給世帯並びに

前年度の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が非課税の世帯

（年収目安 250 万円未満）

給付限度額 50,000 円

・前年度の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が

85,500 円未満の世帯

（年収目安 250～350 万円未満）

給付限度額 30,000 円

※年収目安は、両親のうちいずれか一方が働き、高校生一人（16歳以上）、中学生一人の子供がいる世帯をモデルケースとして、年収 [1] 約 250 万円未満又は [2] 約 350 万円未満です。

※都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額は保護者の合算となります。

※給付対象とならない場合

- (1) 休学又は留学の許可を受けている場合
- (2) 高等学校等を卒業又は修了したことがある場合
- (3) 措置費（見学旅行費及び特別育成費のうち加算分）が措置されている場合
- (4) 前年度の1月1日現在、保護者の一方でも海外在住等で課税情報が取得できない場合

3 給付対象経費

- (1) 学校行事における経費（勉強合宿費、語学合宿費、介護実習費等）
- (2) 学力向上に向けた経費（模擬試験受験料、実力テスト受験料等）
- (3) 検定試験経費（英語検定費、漢字検定費、簿記検定費等）

4 必要書類

申請者全員 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書

(経営企画室から配布します。)

生活保護受給世帯 生活保護受給証明書

- ・生活保護の対象であることを確認できること
- ・親権者が生活保護の対象となっている旨の記載があるもので、原則として申請日前 3 カ月以内に発行のもの
- ・生活保護の対象であることを確認できない場合は、都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を確認できる書類

都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が 85,500 円未満(非課税含む。) の世帯

マイナンバー収集台紙 (経営企画室から配布します。)

- ・ 高等学校等就学支援金等の申請において既に「マイナンバー収集台紙」等の必要書類を提出している場合は不要になります。
- ・ マイナンバーにより控除配偶対象者等で税情報が取得できない場合、別途課税証明書等の提出をお願いすることがあります。

5 お問い合わせ先について

東京都立青山高等学校

経営企画室 担当 小松澤 電話番号：03-3404-7801 FAX：03-3404-0182